

# は～もにい

Harmony

南相馬市

東日本大震災の経験を受けて、  
改めて「男女共同参画社会」について  
考えてみたいと思います。

「は～もにい」には、「調和」や「和音」という意味があります。男女がお互いに尊重し、支え合い、仕事と家庭のよりよいバランスを考えていくことにより、より心地よくもっと心に響くハーモニーを奏でられたら……。そんな願いを込めて本紙に名づけました。

## 「男女共同参画」とは…

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参加する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」をいいます。  
(男女共同参画社会基本法第2条)



## CONTENTS

主な内容

- 男女共同参画とは…
- 特集「男女共同参画の視点からの防災・復興」
- 南相馬市男女共同参画講演会
- 今後の流れ
- 「男女共同参画」のキーワード集

第4号

2013年春号

# 特集

# 「男女共同参画の視点からの防災・復興」

—平成24年版男女共同参画白書から—

(内閣府)男女共同参画局

(平成24年6月19日公表)

平成23年3月11日の東日本大震災では、被災者の状況やその後の対応・取組において、男女共同参画の視点から様々な課題が明らかになりました。

## (1) 被災者の状況

### ① 東日本大震災による死者数

- ・岩手、宮城、福島3県で女性が男性より1,000人以上多い。(女性：8,363人、男性7,360人)  
※男女の差はほとんどが70歳以上の死者数の差

### ② 避難所の状況

- ・女性の要望への配慮が十分なされていなかった。
- ・女性用の物資が不足しても、女性が要望することに躊躇した。

### ③ 応急仮設住宅の状況

- ・仮設住宅の責任者の多くが男性で、女性が主体的にコミュニティ運営に関わっている例が少ない。
- ・仮設住宅内に乳幼児や学童が安心して過ごせる場所が不足。
- ・集会所等の集まりに男性の参加が少なく、孤立感の懸念あり。
- ・道路や玄関、風呂に段差があり、バリアフリー化されていない。

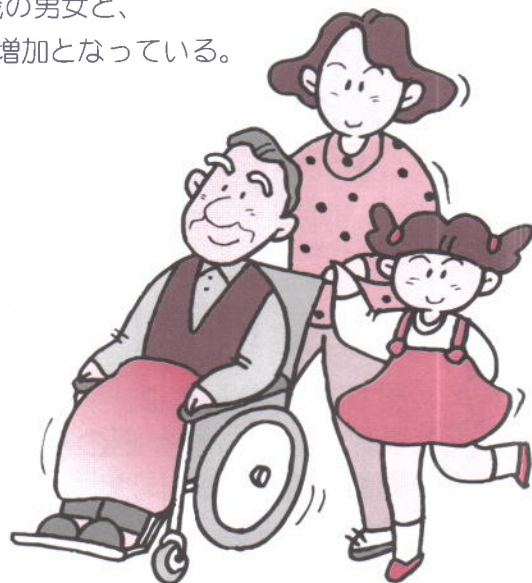
### ④ 人口移動の状況

- ・福島県では全年齢区分で転出が超過となり、特に0～14歳の男女と、その親世代の中心となる25～44歳の女性の人数が大幅な増加となっている。

## (2) 復興に関する施策

### ① 復興の基本的枠組み

- ・平成23年6月に成立した「東日本大震災復興基本法」では、基本理念として、「被災地域の住民の意向が尊重され、あわせて女性、子ども、障害者等を含めた多様な国民の意見が反映されるべきこと」が掲げられた。
- ・同年7月策定の「東日本大震災からの復興の基本方針」では基本的な考え方として、「男女共同参画の視点から、復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する」ことが明記された。



## ② 被災地における女性の就業・起業等の支援

- ・女性が能力を十分に発揮して経済社会に参画することが重要。
- ・炊き出しのボランティア活動がきっかけとなり、弁当製造販売事業やコミュニティ・カフェ等の新しい事業が生まれている。
- ・国の各機関においても、被災地における女性の就業・起業等を支援する取組が実施されている。

## 南相馬市男女共生推進講演会

平成25年1月27日、市民情報交流センターマルチメディアホールにおいて性別に関係なく、ひとりの人間として尊重される男女共生社会を推進するため、市内の女性団体を対象に講演会を開催しました。

地方にとって観光は生き残りをかけた事業であり、地域の素材を生かし、生産者が見えることこそ差別化を生み、大きな経済効果が得られることを講演いただきました。



講演会の様子 講師の横田純子先生

### 【今後の流れ】

(平成25年度)

男女共同参画推進委員会の開催  
南相馬市男女共同参画計画改定に向けた準備作業開始  
情報誌の発行

# 「男女共同参画」のキーワード集

## 1. ワーク・ライク・バランス

仕事と家庭の調和をいいます。仕事は暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらすものですが、同時に、家事・育児、近隣との付き合いなどの生活も暮らしに欠かすことができないものです。その充実があってこそ、人生の生きがい、喜びは倍増します。

しかし、仕事に追われ心身の疲労から健康を害したり、仕事と子育て・介護との両立に悩むなど、仕事と生活の間で問題を抱え込む人が多いのが現状です。

これらが将来への不安や豊かさを実感できない大きな要因となっています。

この現状を解決する取組みが、仕事と家庭の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現です。

## 2. デートDV

結婚していない男女間での体、言葉、態度による暴力をいいます。

- ①身体的暴力  
叩く、殴る、蹴るなど
- ②精神的暴力  
無視する、怒鳴る、人格を否定するなど
- ③性的暴力  
無理やりキスする、性行為を強要するなど
- ④経済的暴力  
無理やり物を買わせる、生活費を渡さないなど
- ⑤行動の制限  
携帯電話のメールをチェックするなど

## 3. 男女共同参画シンボルマーク

このシンボルマークは、男女が手を取り合っている様子をモチーフとし、互いに尊重しあい、共に歩んでいけたらという願いが込められています。

(内閣府ホームページより)



## 4. 固定的性別役割分担

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めるのが適当であるにもかかわらず、単に男性、女性という性別のみを理由として、役割を固定的に分けることをいいます。

「男は仕事、女性は家庭」や「男性は主要な業務、女性は補助的な業務」等、固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。

## 5. エンパワーメント

力をつけることをいいます。個々の女性が自ら意識と能力を高めて経済活動や社会に参画するために必要な知識や能力を身につけることです。

個々の問題は各々が決定して行動できる能力を身につけた女性が、さまざまな意志決定の場に関わる力をつけていくことをいいます。

♥「は～もにい」への意見・感想などをお寄せください。また、男女共同参画で頑張っている方、職場の情報などもお寄せください。



■発行：南相馬市健康福祉部男女共同こども課

〒975-8686 南相馬市原町区本町2-27

TEL：0244-24-5215 FAX：0244-24-5740

ホームページ：http://www.city.minamisoma.lg.jp